

○外務省
財務省
国土交通省
省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

外務大臣 松本 剛明

財務大臣 野田 佳彦

国土交通大臣 大畠 章宏

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令（平成二十二年
外務省
財務省
国土交通省
省令

第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号ロ(四)中「充てん物」を「充填物」に改め、同条第三十一号中「組立に」に改め、同条第四十五号中「間げき」を「間隙」に改め、同条第五十三号及び第五十四号中「遮へいする」を「遮蔽する」に改める。

第三条第二項第五号中「充てん用」を「充填用」に改める。

第五条第四号ロ(二)中「熱遮へい体」を「熱遮蔽体」に改め、同条第十号レ中「トリス―(二―メチル)アジリジニルホスフィンオキシド」の下に「(別名M A P O)」を加える。

第六条第十二号イ(六)に次のように加える。

20 ビス(二―メチルアジリジニル)二―(二―ヒドロキシプロパノキシ)プロピルアミノ

ホスフィンオキシド(別名B O B B A 8)及びその他のM A P O誘導体

第六条第二十号中「附属品」の下に「いずれも」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条 検査法施行令別表六の項(二)及び(二十二)の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 検査法施行令別表の六の項(二)に定めるもの まぐろ
- 二 検査法施行令別表の六の項(二十二)に定めるもの 放送用のもの

附 則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百六十八号）の施行の日から施行する。